

令和3年第9回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和3年9月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和3年9月10日(金) 午後2時40分

3 場所 総合福祉センター2階 技能習得室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和 守安 淳市 長代 悦和 友野 伸樹

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

3番委員 4番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第40号 農業振興地域整備計画の変更等について

報告第28号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第29号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第30号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第31号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和3年第9回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が4名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、3番委員、4番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第37号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号21番】

(農地担当) 21番、西阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員) 申請地は耕作条件が悪い場所で荒れています。受人がきちんと耕作してくださるという事で、申請がありました。地元としては、問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、21番は許可されました。

【受付番号22番】

(農地担当) 続きまして22番、真壁、三須、西郡の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) 受人から聞き取りをしましたが、きちんと耕作されている方です。地元としては、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

(農地担当) この案件は、複数の地区にまたがっていますので、それぞれ担当委員から説明をお願いします。

(15番委員) 真壁の作付けについては、機械もありましたし、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

(農地担当) 次に、三須の農地について説明をお願いします。

(14番委員) この案件については、守安委員から報告しますのでよろしく申し上げます。

(農地担当) 守安委員お願いします。

(守安委員) この先も、今まで通り水田として利用されるそうです。草刈もされておりましたし、ト

ラクターを購入されておりました。問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

- (農地担当) 次に、西郡の農地について説明をお願いします。
- (9番委員) ここは、ほとんど三須になります。稲作を従来やっていたから問題ないと思います。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。22番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、22番は許可されました。

【受付番号23番】

- (農地担当) 23番、南溝手の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) この案件は、申請地の隣に家を建てるため、周りを測量したところ少しずれていたことで、この度修正して隣の田の持ち主である受人に渡すという事です。地元としては、問題ないと思います。審議の程よろしくお願ひします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。23番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番】

- (農地担当) 続きまして24番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (15番委員) この案件については、茅原委員から説明をお願いします。
- (茅原委員) 渡人と受人は友人関係です。渡人がもう農業が出来ないという事で友人の受人に願ひするという案件です。受人は、しっかり農業をされている方なので、地元としては問題ないと思っております。ご審議よろしくお願ひします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。24番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、24番は許可されました。

【受付番号25番】

- (農地担当) それでは25番, 新本の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (10番委員) この農地は, 西日本豪雨によって, 上の畑が崩れてしまい, その関係で一連の農地として管理したいという事で話がまとまったという事です。受人はしっかり管理されておる方なので, 地元としては問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。25番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 25番は許可されました。以上で議案第37号の審議は終了いたしました。

【議案第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第38号, 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号12番】

- (農地担当) それでは12番, 真壁の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (3番委員) 周辺の状況ですが, 東が農地, 西が農地, 南が宅地, 北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (8番委員) この申請については, 道路になる場所で後に市へ寄付する予定です。用水, 排水ともに問題ありません。周辺営農への影響は, 問題ないと考えます。よろしく申し上げます。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, おおむね500メートル以内に2以上の医療施設, 公共施設がある農地ということで, 第3種農地と判断しています。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。12番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、12番は許可されました。

【受付番号13番】

- (農地担当) 13番、西郡の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (3番委員) 周辺の状況ですが、東西南北すべて宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (9番委員) これは、住宅の境界部分のはみ出して建っていたという案件です。是正という事で始末書も確認させていただきました。地元としては、問題ないと考えております。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 今回是正という事で、始末書が提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。13番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、13番は許可されました。以上で議案第38号の審議は終了いたしました。

【議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第39号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号63番】

(農地担当) それでは63番、福井の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員) 周辺の状況ですが、東が農地、西が道路、南が道路、北が農地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 申請地は、市街地化が進んでいるところです。詳細は、茅原委員から説明をお願いします。

(茅原委員) 申請地は、周りが宅地に囲まれているところです。営農条件への影響については、雨水は既存水路へ接続し、生活雑排水については、公共下水道へ接続します。日照通風は問題ありません。転用しても問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。63番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、63番は許可されました。

【受付番号64番】

(農地担当) 続きまして64番、真壁の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が農地、南が農地、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この案件は、運送業関係の露天駐車場です。既存で使用している駐車場が手狭になっているという事で申請がありました。市街地化が進んでいる地区ですので、ここを転用しても周辺営農上支障はないと思います。よろしく審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。64番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、64番は許可されました。

【受付番号65番】

(農地担当) 続きまして65番、総社の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南は道路、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 申請地は、以前転用が出された場所の残地になります。詳細は、茅原委員から説明をお願いします。

(茅原委員) ここは、宅地化が進んでいるエリアです。両隣とも宅地ですし、ここを転用しても営農に支障となることはないと思います。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。65番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、65番は許可されました。

【受付番号66番】

(農地担当) 続きまして66番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が農地、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 申請地周辺は、毎月転用申請が出てきております。市街地が進んでいるエリアです。今回の転用で営農条件への支障は、ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。66番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、66番は許可されました。

【受付番号67番】

(農地担当) 続きまして67番、金井戸の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

- (3番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南は宅地、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) 営農条件への影響についてですが、用水については、北にあり問題ありません。排水は、集水桝を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。67番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、67番は許可されました。

【受付番号68番】

- (農地担当) それでは68番、岡谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (3番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が農地、南が道路、北が農地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (9番委員) この案件については、問題ないと思いますが、詳細は友野委員から説明をお願いします。
- (農地担当) それでは、友野委員からの説明をお願いいたします。
- (友野委員) 営農条件への支障ですが、用水については、西側にあり問題ありません。排水については、集水桝に集水し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風は、問題ありません。土砂の流出は、境界部分にコンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地というところで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。68番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、68番は許可されました。以上で議案第39号の審議は終了いたしました。

【議案第40号 農業振興地域整備計画の変更等について】

- (農地担当) 続きまして、議案第40号農業振興地域整備計画の変更等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) **【議案第40号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】**

【受付番号 総社1番～2番 山手1番～3番】

- (農地担当) 農業振興地域整備計画の変更でございます。今回5件上がっておりますが、これらにつきましては、事前に運営委員のメンバーが現地調査を行っておりますが、ご意見をいただければと思います。
- (11番委員) 8月18日に現地調査を確認した中で、すべて問題となることはありませんでした。異議なしということです。よろしく申し上げます。
- (農地担当) 今回の5件につきまして、ご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、この5件につきまして、原案通り承認としてもよろしいでしょうか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) それでは、原案通り承認といたします。以上で議案第40号の審議は終了いたしました。

【報告第28号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第28号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第28号 報告書について朗読】

【報告第29号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第29号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第29号 報告書について朗読】

【報告第30号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第30号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第30号 報告書について朗読】

【報告第31号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第31号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第31号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 21ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が5件、4条関係が2件、5条関係が6件ございました。また、農業振興地域整備計画の変更等につきまして、原案通り承認いたしました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 日程第4その他に入ります。委員の方、何かございますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後2時40分